

生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道札幌北高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施期間及び日程等

次のとおり実施すること。ただし実施日程の変更について別途協議する場合がある。

(1) 実施期間

令和7年（2025年）4月9日から令和7年（2025年）6月30日まで

(2) 実施日程（予定）

【全日制課程】

結核健診及び心電図検査

令和7年（2025年）4月9日 8時45分から13時00まで

【定時制課程】

結核健診及び心電図検査

令和7年（2025年）4月9日以降 17時40分から終了まで

日程に関しては別途協議をする。

(3) 未受診者に対する実施

上記の日程において受診することができなかった生徒がいる場合は、発注者と協議の上、休学者・長欠者等を除いた全員が終了するまで実施期間内に別途実施日を定めて実施することとし、北海道札幌北高等学校において実施することに努めること。

ただし、全日制課程については、令和7年（2024年）4月22日までに全ての健診が終了するよう実施すること。

2 実施場所、受診予定人数及び検査内容

(1) 次のとおり実施すること。

区分	実施場所	実施予定件数			
		課程	学年	課程別	合計
結核健診 （胸部エックス線検査）	北海道札幌北高等学校 （札幌市北区北25条西11丁目）	全日制	1	320件	360件
		定時制	1	40件	
心電図検査 （標準12誘導）		全日制	1	320件	360件
		定時制	1	40件	

(2) 実施件数は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 健診の実施

(1) 北海道札幌北高等学校に人員、健診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

(2) 発注者と事前に詳細な打合せを行い、実施方法及び資機材等の確認をした上で会場設営及び撤収を行うこと。なお、長机及び椅子等については、北海道札幌北高等学校の備品を使用できる。

(3) 結核健診における巡回健診車の配置数は、全日制実施日は2台、定時制実施日は1台とすること。健診当日においては、健診車内の健診業務員等とは別に、車外に受付調整係員を配置すること。

(4) 心電図計は、全日制実施日は4台、定時制実施日は2台配置することとし、心電図計1台につき、ベッドを2台設置すること。

なお、設営に当たっては、生徒が安心して受診できるだけの十分な大型衝立等の資機材等を搬入し、プライバシーの確保に努めること。

(5) 心電図検査調査票が複写式の場合は、検査時に複写紙をはがして、組番号順に編纂のうえ、発注者へ提出すること。

(6) 心電図検査の不備は、検査時にすぐに確認し、再度心電図を取り直す必要がある生徒には、当該生徒が心電図検査会場を離れる前に検査を行うこと。

- (7) 女子生徒の心電図検査においては、女性の健診業務員等を配置すること。
- (8) 健診実施に伴って生じた廃棄物は、受注者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。
- (9) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

4 健診結果報告書

- (1) 契約書第3条に定める健診結果を記載した報告書は、健診を行った都度学校長に提出するものとする。（様式は任意）
- (2) 最終の健診実施後、実施実人員等を記載した生徒定期健康診断実施報告書（様式1）を令和7年（2025年）6月30日までに学校長に提出すること。
- (3) 至急精密検査が必要と思われる場合は、電話またはファックス等で直ちに発注者に報告すること。
- (4) 検査結果に対し、必要に応じ疾病及び事後措置に関する助言及び資料の提供を行うこと。
- (5) 生徒の精密検査及び健診結果の確認等に本校が必要と認めた場合は、胸部エックス線写真の貸出し及び心電図（写）を提出すること。なお、契約期間が満了した場合においても同様の取扱いとする。

5 その他

- (1) 秘密の保持については、契約書第21条各項によるほか、生徒個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。
- (2) この要領に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。